

















(第3種郵便物認可)

2017. 3. 2

# 「搾取される商品だ」

## 氷山の一角 撲滅契機に

### 貧困ビジネス訴訟

生活困窮者を狙った「貧困ビジネス」で、宿泊施設の元入所者が慰謝料などを求めて会社と代表者を相手取った訴訟で、施設の違法性が司法の場で認められた。1日に会見した代理人の猪股正弁護士は「宿泊所の悪質性を真っ向から認定し、貧困ビジネスの抑止につながる画期的な判決」と意義を強調し、「悪質業者がはびこる現状をなくさなければいけない」と提起した。――面談 (右崎歩)



施設の劣悪性を振り返り、「税金で利益を得ている悪質性を世間知ってほしかった」と話す原告男性(手前)――1日午後、さいたま市浦和区

「やっと違法性を認めてもらえてうれし」。判決を受け、原告のさいたま市大宮区の男性(68)は胸をなで下ろした。

男性が施設に入所したのは2010年4月。仕事も住まいを失い、所持金がほぼ尽きたとき、JR新宿駅で声を掛けられたという。だが、施設は築50年ほどの木造2階建て住宅だった。与えられた部屋は6畳間の半分、布団は使い回して衛生環境は劣悪。食費は米粒が砕け、カップラーメンやレトルト食品ばかりだったという。

入所後、生活保護を申請したが、受給費は全て没収され、1日5000円と毎月1回5千円が支給されるだけ。事実上、施設から脱出すること

が難しい状況に置かれていた。ところが難い状況を置かれていた。ところが現状を、判決では「生活保護法の趣旨に反し違法性は高い」「生活困窮者の状況に乘じた」などと断じた。

男性は「自分たち一人一人は、搾取するための商品になっていた。多くの人は苦しんでいるのに頼るところがなく、諦めてしまっている状態」と話し、「貧困ビジネス」がなくなることを願った。

男性が入所していたさいたま市桜区の施設は無届けだった。だが、届け出が必要な第2種社会福祉事業の無料低額宿泊所でも、一部では生活保護受給者を囲い込んで保護費の大半を搾取る、「貧困ビジネス」の温床となっている。

猪股弁護士は「貧困ビジネス」がなくならない要因の一つとして、「規制が弱く、本来は一時的な施設であるにもかかわらず、長期の居場所となっているのが現状。長期化が進めば、保護費が業者側の安定収入となり利益が拡大する構図になっている」と指摘。行政が施設内の受給者を一括管理できるという点で、行政と業者がもたれ合いの関係になっている面もあるという。

猪股弁護士は「入所者はなかなか声を上げることができず、実態が見えにくいのが、こじつたケースは氷山の一角。判決を契機に、入所長期化をなくし、貧困ビジネスを撲滅していかなければいけない」と訴えた。











□□□ □ □□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□ □□□□□□□□□□□□

□□□ □ □□□□□□

□□□□□□□□□□□□

